

農地中間管理推進事業実施要綱

制定 平成26年3月27日付け平25農業振興第1229号

改正 平成28年3月24日付け平27農業振興第1128号

改正 令和3年7月30日付け令3農業振興第597号

第1 趣旨

この要綱は、農業経営体に対する農地集積を推進することにより効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために行う農地中間管理推進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に定めるものをいう。）である公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「県公社」という。）とする。

第3 事業の内容

1 新規就農者農地確保支援事業

県公社が農用地を借り受け、新規就農者に無償で貸し付けるために必要な経費を別記1により補助する。

2 農林地売買等事業

県公社が農業経営の規模拡大を志向する経営体に対して農用地等の借入れ、貸付け、買入れ、売渡しを行うのに必要な経費を別記2により補助する。

3 農林地等買入等資金助成事業

県公社が2の事業を実施するために金融機関から借り入れた資金に係る利子を補助する。

4 総務管理事業

県公社が行う1～3の事業に係る一般管理費及び人件費を補助する。

第4 実施計画

1 県公社は、毎年度、別紙様式第1号に定めるところにより実施計画を作成し、山口県知事（以下「知事」という。）の承認を受けるものとする。

2 県公社は、第3の1及び2の事業それぞれについて、買入面積、売渡面積、借入面積及び貸付面積の合計の3割を超える増減又は買入価額、売渡価額、借入価額及び貸付価額の合計の1割を超える増加がある場合は、1の規定を準用して実施計画を変更し、知事の承認を受けるものとする。

第5 事業の実施

1 県公社は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）第4条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するもの

とする。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で必要がある場合は、あらかじめ県の適正な指導を受けた上で、別紙様式第2号に定めるところにより知事に届け出て、交付決定前に事業に着手することができる。

- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合において、県公社は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

この場合において、県公社は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

- 3 県公社は、交付決定前に着手した場合には、農地中間管理事業費補助金交付要綱第4条の規定による申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 4 県公社は、1のただし書により交付決定前に着手する場合は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう努め、着手後においても事業が適正に行われるように努めるものとする。

第6 推進体制

- 1 関係機関との連携

県公社は、本事業の実施に当たっては、市町、農業委員会、県農業会議、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会、山口県地域農業戦略推進協議会、農林（水産）事務所その他の関係機関との連携を密にし、これらの機関の行う事業と相乗的な効果が発揮されるよう努めるものとする。

- 2 業務委託

県公社は、本事業の円滑な推進を図るため、本事業の業務に係る事務の一部を市町等に委託することができるものとする。

第7 助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、第3の1及び2の事業に要する経費を補助するものとする。

- 2 第3の3の事業に要する経費については、次に定めるところにより補助するものとする。

- (1) 利率

農業近代化資金の基準金利等金融市場における金利動向を踏まえて定めるものとする。

- (2) 利子助成期間

10年以内とする。ただし、県公社は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得てこれを延長することができる。

第 8 実績報告

県公社は、毎年度、3月末日までに別紙様式第3号により本事業の実績を知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
県 公 社 名
代表者氏名 印

年度農地中間管理推進事業実施計画（変更）承認申請について

農地中間管理推進事業実施計画の承認を受けたいので、農地中間管理推進事業実施要綱第4の1の規定により申請します。

〔 年 月 日付け 第 号で承認のあった農地中間管理推進事業の
実施計画を変更したいので、農地中間管理推進事業実施要綱第4の2の規定
により申請します。 〕

2 農林地売買等事業実施計画（実績）

単位:件、10a、千円

区 分	農地			農業用施設用地			その他			合 計		
	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額
貸付事業	前年度末保有量	賃貸借										
		使用貸借										
		未貸付										
	本年度分	借入										
		継続貸付										
		新規貸付										
		解約										
		返還										
	本年度末保有量	賃貸借										
		使用貸借										
未貸付												
売渡事業	前年度末保有量											
	本年度	買入										
		売渡										
	本年度末保有量											

注1 変更承認申請の場合には、変更理由及び変更前の実施計画の対照ができるように変更前内容を上段（ ）書きとすること。

注2 実績報告の際は、当該事業に要した経費の内訳が分かる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
県 公 社 名
代表者氏名 印

年度農地中間管理推進事業の補助金交付決定前着手届

年 月 日 第 号で承認を受けた農地中間管理推進事業実施計画に基づく別紙の事業について、農地中間管理推進事業実施要綱第5の1の規定に基づき、下記の条件を了承の上、別紙記載のとおり交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、県公社が負担するものとする。
- 2 交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はないこと。

(別紙)

事業内容	区分	事業費 (千円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
県 公 社 名
代表者氏名 印

年度農地中間管理推進事業実績報告について

年度において別紙のとおり農地中間管理推進事業を実施したので、農地中間管理推進事業実施要綱第8の規定に基づき、その実績を報告します。

(以下、別紙様式第1号に準じて記載すること)